

報告第13号

公益社団法人杉並区成年後見センターの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、
公益社団法人杉並区成年後見センターの経営状況を別冊のとおり提出する。

令和2年5月29日

提出者 杉並区長 田 中 良

令和元年度

事 業 報 告 書

計算書類及び附属明細書並びに財産目録

監 査 報 告 書

自 平成 31 年 4 月 1 日

至 令和 2 年 3 月 31 日

公益社団法人杉並区成年後見センター

令和元年度

事業報告書

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

公益社団法人杉並区成年後見センター

令和元年度 事業報告書
(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

公益社団法人 杉並区成年後見センター

はじめに

当センターは成年後見制度推進機関として、これまでの事業実績を踏まえつつ、より一層の成年後見制度の利用促進を図るため、以下の基本方針のもと事業を遂行した。

【基本方針】

- (方針1) 成年後見制度を支える利用推進機関として、相談から利用までの一貫した支援機能を発揮するとともに、区民後見人の養成と育成・活用、法人後見の充実等を図る。
- (方針2) 成年後見制度の中核機関として、関係機関との連携体制を強化し、後見制度の一層の周知・普及を図る。
- (方針3) 個人情報の取扱いに十分留意しつつ、情報開示を積極的に推進し、公益社団法人としての透明で適正な法人運営を行う。

今年度は、成年後見制度利用促進基本計画に定める地域連携ネットワークの中核機関として、杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催した。協議会の場において、成年後見制度の周知、普及について協力を仰ぐ等、当センター及び関係機関のより一層の連携体制の強化を図った、

また、地域連携ネットワークの体制をさらに整備するため、新たに専門職を活用した相談、利用者支援の仕組みなどを杉並区・杉並社協と検討し、制度利用開始前及び開始後における区民への支援を拡充するための専門相談事業を開始した。

各事業の取組状況

1. 円滑な法人運営体制の確立

運営体制	審議事項、報告事項
社員総会	<p>○ 臨時社員総会 平成 31 年 4 月 2 日 [決議事項] 議案第 1 号 理事の選任について</p> <p>○ 定時社員総会 令和元年 5 月 14 日 [報告事項] 平成 30 年度事業報告について [決議事項] 議案第 2 号 平成 30 年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び財産目録の承認並びに監査報告について 議案第 3 号 理事及び監事の選任について</p>
理事会	<p>○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条による理事会の決議の省略 理事全員から書面により同意の意思表示を、監事全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、以下の議案について理事会の決議があったものとみなした。 決議があったものとみなされた日：平成 31 年 4 月 9 日 議案第 1 号 副理事長の選任について</p> <p>○ 第 1 回 平成 31 年 4 月 26 日 [決議事項] 議案第 2 号 平成 30 年度事業報告及び決算の承認並びに監査報告について 議案第 3 号 平成 30 年度事業報告等に係る提出書類の承認について 議案第 4 号 理事及び監事の選任と社員総会への付議について 議案第 5 号 定時社員総会の開催について</p>

<p>理事会</p>	<p>○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条による理事会の決議の省略 理事全員から書面により同意の意思表示を、監事全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、以下の議案について理事会の決議があったものとみなした。 決議があったものとみなされた日：令和元年 5 月 20 日 議案第 6 号 理事長及び副理事長の選任について</p> <p>○ 第 2 回 令和元年 11 月 12 日 [報告事項] (1) 上半期事業概要報告（令和元年度 4 月～9 月） (2) 東京都による公益法人立入検査の結果について [決議事項] 議案第 7 号 専門職の活用による相談体制の拡充及び規則類の改正について</p> <p>○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条による理事会の決議の省略 理事全員から書面により同意の意思表示を、監事全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、以下の議案について理事会の決議があったものとみなした。 決議があったものとみなされた日：令和 2 年 2 月 27 日 議案第 8 号 苦情解決規則の改正について</p> <p>○ 第 3 回 令和 2 年 3 月 27 日 <u>※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、第 3 回理事会は中止とした。</u></p> <p>○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条による理事会の決議の省略 理事全員から書面により同意の意思表示を、監事全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、以下の議案について理事会の決議があったものとみなした。 決議があったものとみなされた日：令和 2 年 3 月 31 日 議案第 9 号 令和 2 年度事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みについての承認について 議案第 10 号 専門委員の選任について 議案第 11 号 苦情解決委員の選任について 議案第 12 号 運営委員会の委員の選任について 議案第 13 号 理事の選任及び社員総会への付議について</p>
------------	--

	<p>議案第 14 号 臨時社員総会の開催について</p> <p>議案第 15 号 職員就業規則及び非常勤職員規則の改正について</p>
運営委員会	<p>○ 第 1 回 平成 31 年 4 月 12 日</p> <p>議事 事例審議 7 件</p> <p>法人後見事務審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人後見 3 号 報酬付与申立てについて <p>後見監督事務審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督 109 号 報酬付与申立てについて ・ 監督 120 号 初回報告について <p>○ 第 2 回 令和元年 5 月 17 日</p> <p>議事 事例審議 2 件</p> <p>○ 第 3 回 令和元年 6 月 14 日</p> <p>議事 事例審議 7 件</p> <p>法人後見事務審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人後見 5 号 報酬付与申立てについて <p>○ 第 4 回 令和元年 7 月 12 日</p> <p>議事 事例審議 10 件、事例報告 1 件</p> <p>その他審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職の活用による相談体制の拡充について <p>○ 第 5 回 令和元年 8 月 9 日</p> <p>議事 事例審議 5 件</p> <p>後見監督事務審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督 116 号 報酬付与申立てについて <p>○ 第 6 回 令和元年 9 月 13 日</p> <p>議事 事例審議 7 件</p> <p>後見監督事務審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督 121 号 初回報告について <p>その他審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職の活用による相談体制の拡充について <p>○ 第 7 回 令和元年 10 月 11 日</p> <p>議事 事例審議 5 件</p>

<p>運営委員会</p>	<p>○ 第8回 令和元年11月8日 議事 事例審議9件 後見監督事務審議 ・監督115号 報酬付与申立てについて ・監督122号 初回報告について</p> <p>○ 第9回 令和元年12月13日 議事 事例審議7件 後見監督事務審議 ・監督118号 報酬付与申立てについて</p> <p>○ 第10回 令和2年1月17日 議事 事例審議6件 後見監督事務審議 ・監督112号 報酬付与申立てについて ・監督123号 初回報告について</p> <p>○ 第11回 令和2年2月14日 議事 事例審議8件 法人後見事務審議 ・法人後見2号 報酬付与申立てについて 後見監督事務審議 ・監督121号 後見終了後の対応について ・監督121号 報酬付与申立てについて ・監督125号 初回報告について</p> <p>○ 第12回 令和2年3月13日 議事 事例審議8件 法人後見事務審議 ・法人後見3号 後見終了後の対応について ・法人後見3号 報酬付与申立てについて ・法人後見2号 サービス等利用計画について 後見監督事務審議 ・監督124号 初回報告について ・監督126号 初回報告について</p>
--------------	--

2. 公益目的事業 成年後見制度利用推進事業

【成年後見制度の周知、普及及び啓発活動】

(1) 一般区民向け講演会

成年後見制度の活用による権利擁護を推進するため、一般区民向けの講演会を開催し、制度の普及啓発を図った。

事業項目	実施内容
講演会の実施	<p>○ 講演会 「教えて！成年後見制度 今 親族後見を考えているあなたに」 主催 杉並区成年後見センター 日時 令和元年9月30日（月）午後2時～午後4時 講師 荒木 美智子 弁護士 参加者 39名 <感想・意見> ・法定後見の手続きの流れ、費用のこと等を知ることができた。 ・法定後見で親族後見人が選任される可能性について、あまりないのではと思っていたが、今後また増えていきそうな状況にあることが分かってよかった。 ・わかりにくい制度をわかりやすくお話いただき、理解できました。 ・遠方に住む両親と知的障がいのある子どものために、後見人について詳しく知りたいと思い参加しました。いずれ必ず利用することになるので、今日はとても勉強になりました。</p> <p>○ 講演会 「遺言・相続・成年後見制度～いざという時に慌てないために」 荻窪地域区民センター協議会との協働事業 日時 令和2年3月4日（水）午後1時30分～3時30分 場所 荻窪地域区民センター 第1・2集会室 講師 リーガルサポート東京支部所属 司法書士 奥本 浩臣 氏 司法書士 浜田 玉代 氏 <u>※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加者の健康保全のため、開催を中止とした。</u></p>

(2) 区民後見人等養成・支援事業

今後の成年後見制度の利用の増加に対応するため、区民後見人等養成・支援事業を実施している。

区民後見人等養成事業に関しては、3年に1回実施している。平成30年度において区民後見人等養成研修（基礎講座及び実務研修）を実施し、研修修了者13名について区民後見人等候補者名簿への登録を行っているため、今年度は新たな養成は行っていない。

また、「区民後見人等候補者紹介事業実施要綱」において、区民後見人等候補者名簿登録更新時の要件として当法人が必要と認め実施した研修への参加を要件としているため、「区民後見人等候補者名簿登録者フォローアップ研修」を実施した。

さらに、後見人選任までの待機期間中の育成の一環として、法人業務の支援員として活用する事業を行っており、法人後見支援員としての活動の他、当センターが行う周知活動の事業支援員としての活動を加え、一層の活用を図っている。

事業項目	実施内容								
区民後見人等の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登録更新に必要な研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回 フォローアップ研修 <ul style="list-style-type: none"> 日時 令和元年9月28日（土） 午後2時～4時 内容 認知症サポーター養成講座 「認知症を学び地域で支えよう」 講師 杉並区高齢者在宅支援課 保坂 宣孝 氏 出席者 22名 ・ 第2回 フォローアップ研修 <ul style="list-style-type: none"> 日時 令和元年12月21日（土）午後2時～4時 内容 「成年後見制度をめぐる最近の動き」 講師 弁護士 原崎 千賀子 氏 内容 区民後見人実践報告 「成年後見人就任時における職務と課題」 発表者 区民後見人受任経験者 出席者 23名 								
区民後見人等の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区民後見人等の活用と支援 <ul style="list-style-type: none"> 区民後見人登録者 24名（令和2年3月31日現在） （登録者24名の内訳） <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都社会貢献型後見人養成講習会修了者 1名 ・ 区民後見人養成研修修了者 23名 （平成21年度登録者2名、平成24年度登録者3名、平成27年度登録者5名、平成30年度登録者13名） ・ 登録者活動状況 <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">区民後見人</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>法人後見支援員</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>事務支援員</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>事業支援員</td> <td>8名</td> </tr> </table> 	区民後見人	7名	法人後見支援員	6名	事務支援員	2名	事業支援員	8名
区民後見人	7名								
法人後見支援員	6名								
事務支援員	2名								
事業支援員	8名								

区民後見人等の育成・支援	地域福祉権利擁護事業 生活支援員 6名			
	・ 区民後見人等候補者紹介の状況（単位：件）			
	令和元年度		平成30年度	
	推薦件数	推薦後の選任件数	推薦件数	推薦後の選任件数
	6	6	4	6
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民後見人受任状況 当年度の当初受任件数：6件（平成30年度より継続の件数） 当年度の新規受任件数：6件 当年度の合計受任件数：12件 当年度の終了件数：1件（本人死亡による） 当年度3月31日現在の合計受任件数：11件 ・ 区民後見人登録者のうち受任していない者の人数17名 （未受任の登録者16名、被後見人の死亡による後見事務終了者1名） 			

(3) 周知活動

パンフレットやホームページを通じて、成年後見制度の周知や、当センターの周知及び広報を行った。

また、前年度に引き続き区庁舎や区民向けの催事への参加を通じ、成年後見制度のパネル展示等の周知活動を行った。障害者、高齢者を対象とした催事に参加し、周知活動のより一層の充実に取り組んでいる。これらの周知活動の実施に際しては、区民後見人等候補者名簿登録者の活用を図っている。

さらに、地域団体等が主催する説明会や研修会に参加し、説明を行った。

業項目	実施内容
パンフレットの配布	○ パンフレットの配布 ケア24や障害者地域相談支援センター等の区内関係機関へ配布 行き、より一層の成年後見制度と当センターの周知及び広報を行 った。配付にあたっては従来のパンフレットに加え、制度利用者本人 向けに読みやすくした説明用パンフレット及び同パンフレットの 点訳の配布を行った。
周知活動	○ 周知活動 ・ 区庁舎ロビーにおける成年後見制度のパネル展示 令和元年10月9日（水）、10日（木）の2日間

研修会等への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人浴風会「つながるフェスタ」への参加を通じた成年後見制度のパネル展示 令和元年10月19日（土） ・「すぎなみフェスタ」への参加を通じた成年後見制度のパネル展示 令和元年11月2日（土）桃井原っぱ公園 ・障害者週間事業「ふれあいフェスタ」への参加を通じた成年後見制度のパネル展示 令和元年12月1日（日）セッション杉並 																																		
	<p>○ 区民や関係機関職員を対象にした、成年後見制度についての説明会及び研修会へ参加し、説明を行った。 (一般区民対象3回、関係機関対象3回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回</th> <th>月日</th> <th>内容等</th> <th>対象</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>R1.5.20</td> <td>認知症の方への権利擁護研修 (杉並区主催)</td> <td>ケアマネジャー・介護保険サービス事業所職員・ケア24職員</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>R1.6.8</td> <td>税理士による成年後見制度講演会と相談会 (東京税理士会杉並・荻窪支部共催)</td> <td>一般区民</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>R1.8.6</td> <td>民生委員研修会 (高円寺地区民生委員児童委員協議会主催)</td> <td>高円寺地区民生委員</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>R1.10.2</td> <td>あなたを支える公的金融管理サービス (西荻地域区民センター協議会主催)</td> <td>一般区民</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>R1.12.19</td> <td>安心・安全セミナー (みずほ銀行方南町支店主催)</td> <td>一般区民</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>R2.2.13</td> <td>ケアマネジャー向け研修(アースサポート高円寺主催)</td> <td>高円寺地区ケアマネジャー</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table>	回	月日	内容等	対象	参加者数	1	R1.5.20	認知症の方への権利擁護研修 (杉並区主催)	ケアマネジャー・介護保険サービス事業所職員・ケア24職員	40	2	R1.6.8	税理士による成年後見制度講演会と相談会 (東京税理士会杉並・荻窪支部共催)	一般区民	77	3	R1.8.6	民生委員研修会 (高円寺地区民生委員児童委員協議会主催)	高円寺地区民生委員	28	4	R1.10.2	あなたを支える公的金融管理サービス (西荻地域区民センター協議会主催)	一般区民	23	5	R1.12.19	安心・安全セミナー (みずほ銀行方南町支店主催)	一般区民	15	6	R2.2.13	ケアマネジャー向け研修(アースサポート高円寺主催)	高円寺地区ケアマネジャー
回	月日	内容等	対象	参加者数																															
1	R1.5.20	認知症の方への権利擁護研修 (杉並区主催)	ケアマネジャー・介護保険サービス事業所職員・ケア24職員	40																															
2	R1.6.8	税理士による成年後見制度講演会と相談会 (東京税理士会杉並・荻窪支部共催)	一般区民	77																															
3	R1.8.6	民生委員研修会 (高円寺地区民生委員児童委員協議会主催)	高円寺地区民生委員	28																															
4	R1.10.2	あなたを支える公的金融管理サービス (西荻地域区民センター協議会主催)	一般区民	23																															
5	R1.12.19	安心・安全セミナー (みずほ銀行方南町支店主催)	一般区民	15																															
6	R2.2.13	ケアマネジャー向け研修(アースサポート高円寺主催)	高円寺地区ケアマネジャー	29																															

【成年後見制度に関する相談及び利用支援】

(4) 相談業務、申立て手続き支援

高齢者や障害のある者、その家族からの権利擁護や成年後見制度に関する相談に電話、来所、訪問により対応した。相談業務においては、制度の概要説明に加え、申立てに必要な書類を常備し、申立てに関する手続きの説明を行った。また、平日時間の無い方や複雑な課題を抱えている方に相談機会を提供するため、専門職団体との共催により休日相談会を実施した。

家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援が必要な事案においては、申立て手続き支援として、初回相談に続き、申立て書類の確認、第三者後見人等候補者の紹介等継続的な相談支援を実施した。また、既に後見人を受任している親族後見人や専門職後見人からの相談にも対応した。

なお、令和2年1月より、成年後見制度利用開始前及び開始後における区民への支援を拡充するため、弁護士、司法書士、社会福祉士による「成年後見制度専門相談」を新たに開始した。

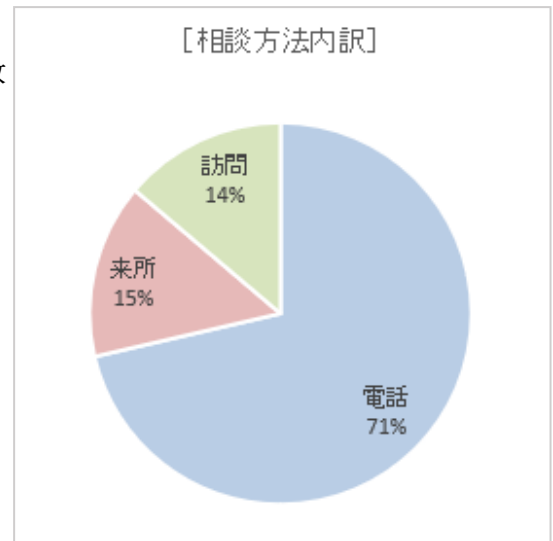
事業項目	実施内容																																													
相談事業の実施	<p>○ 成年後見制度等の利用や権利擁護に関する相談に電話、来所、訪問で対応した。</p> <p>相談件数は、前年度と比較して20%増加した。</p> <p>相談対象者の構成比は、認知症が68%、精神疾患12%、知的障害9%、高齢者6%、その他5%となっている。</p> <p>主な相談者の構成比は、本人、親族からの相談が27%（内訳は本人8%、親子・配偶者10%、その他の親族9%）、関係機関からの相談は53%、後見受任者12%となっている。</p> <p>[月別相談件数]（単位：件）（ ）書は新規相談で内数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>190</td> <td>232</td> <td>255</td> <td>256</td> <td>261</td> <td>263</td> </tr> <tr> <td>うち新規</td> <td>(48)</td> <td>(56)</td> <td>(51)</td> <td>(50)</td> <td>(48)</td> <td>(46)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>304</td> <td>247</td> <td>243</td> <td>298</td> <td>323</td> <td>349</td> <td>3,221</td> </tr> <tr> <td>うち新規</td> <td>(55)</td> <td>(48)</td> <td>(39)</td> <td>(65)</td> <td>(46)</td> <td>(44)</td> <td>(596)</td> </tr> </tbody> </table>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	相談件数	190	232	255	256	261	263	うち新規	(48)	(56)	(51)	(50)	(48)	(46)	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	相談件数	304	247	243	298	323	349	3,221	うち新規	(55)	(48)	(39)	(65)	(46)	(44)	(596)
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																								
相談件数	190	232	255	256	261	263																																								
うち新規	(48)	(56)	(51)	(50)	(48)	(46)																																								
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																																							
相談件数	304	247	243	298	323	349	3,221																																							
うち新規	(55)	(48)	(39)	(65)	(46)	(44)	(596)																																							

相談事業
の実施

[相談方法内訳]

(単位:件) () 書は新規相談で内数

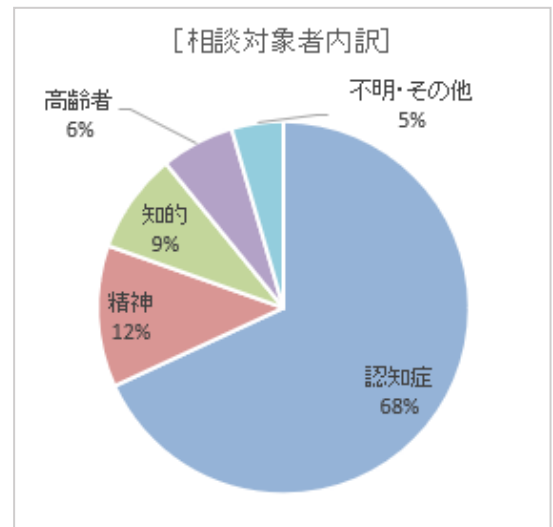
	元年度	30年度
電話	2,299 (402)	1,838 (376)
来所	477 (188)	514 (295)
訪問	445 (6)	303 (12)
計	3,221 (596)	2,655 (683)



[相談対象者内訳]

(単位:件) () 書は新規相談で内数

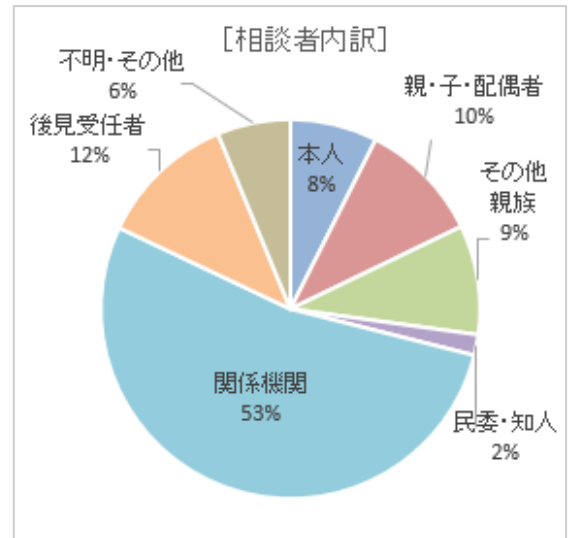
	元年度	30年度
認知症	2,194 (350)	1,848 (396)
精神疾患	396 (58)	299 (73)
知的障害	280 (21)	213 (46)
高齢者	206 (101)	161 (97)
不明・その他	145 (66)	134 (71)
計	3,221 (596)	2,655 (683)



相談事業
の実施

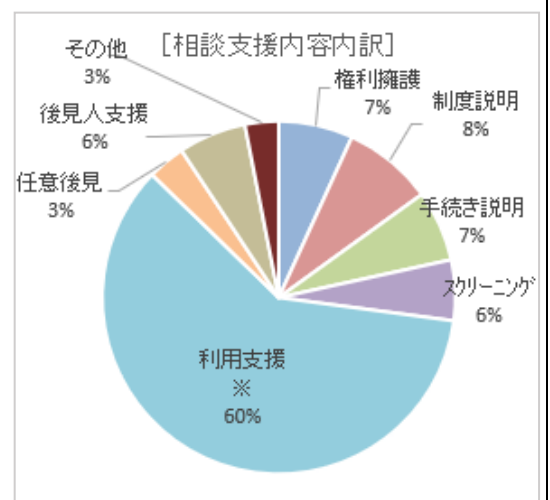
[相談者内訳] (単位：件数)

	元年度	30年度
本人	334	300
親・子・ 配偶者	468	382
その他親族	419	333
民委・知人	79	59
関係機関	2,387	1,765
後見受任者	526	386
不明・ その他	281	177
計	4,494	3,402



[相談支援内容内訳] (単位：件数)

	元年度	30年度
権利擁護	249	324
法定後見		
制度説明	302	553
手続き説明	238	394
スクリーニング	203	271
利用支援 ※	2,202	1,542
任意後見	126	122
後見人支援	227	120
その他	113	80
計	3,660	3,406



※ 次の事業項目「申立て手続き支援の実施」において再掲

<p>相談事業の実施</p>	<p>○ 税理士会を中心とする専門職団体との共催による、休日相談会を実施した。 開催日 令和元年6月8日(土) 午前10時から午後4時 相談者 14名 相談員 23名 (内訳: 当センター1名、東京税理士会杉並支部・荻窪支部20名 リーガルサポート東京支部1名、東京社会福祉士会1名)</p> <p>○ リーガルサポートを中心とする専門職団体との共催による、休日相談会を実施した。 開催日 令和元年11月9日(土) 午後1時から午後4時 相談者 8名 相談員 9名 (内訳: 当センター1名、リーガルサポート東京支部6名、 東京社会福祉士会1名、東京税理士会杉並支部・荻窪支部1名)</p> <p>○ 令和2年1月14日より、弁護士、司法書士、社会福祉士による成年後見制度 専門相談を実施した。 実施日 毎月第1～第4火曜日、第1～第4木曜日(祝日は除く) 午後1時30分～午後4時まで(各日2枠で相談対応) [月別専門相談実施数] (単位: 件数)</p> <table border="1" data-bbox="437 1178 1120 1272"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	月	1月	2月	3月	合計	件数	10	11	9	30														
月	1月	2月	3月	合計																					
件数	10	11	9	30																					
<p>申立て手続き支援の実施</p>	<p>○ 家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援として、継続的な相談対応や書類作成等の支援を実施した。(単位: 件)</p> <table border="1" data-bbox="437 1402 1423 1675"> <thead> <tr> <th>申立て手続き支援の内容</th> <th>元年度</th> <th>30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>継続相談(複数回の相談対応)</td> <td>1,905</td> <td>1,389</td> </tr> <tr> <td>書類作成支援</td> <td>215</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>家裁・鑑定医等への同行・調査立会</td> <td>28</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>54</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,202</td> <td>1,542</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 対象期間における新規の支援対象者人数</p> <table border="1" data-bbox="437 1715 1423 1809"> <thead> <tr> <th></th> <th>元年度</th> <th>30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援対象者人数</td> <td>150人</td> <td>123人</td> </tr> </tbody> </table>	申立て手続き支援の内容	元年度	30年度	継続相談(複数回の相談対応)	1,905	1,389	書類作成支援	215	82	家裁・鑑定医等への同行・調査立会	28	20	その他	54	51	合計	2,202	1,542		元年度	30年度	支援対象者人数	150人	123人
申立て手続き支援の内容	元年度	30年度																							
継続相談(複数回の相談対応)	1,905	1,389																							
書類作成支援	215	82																							
家裁・鑑定医等への同行・調査立会	28	20																							
その他	54	51																							
合計	2,202	1,542																							
	元年度	30年度																							
支援対象者人数	150人	123人																							

申立て手続き支援の実施	○ 家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援として、第三者後見人等候補者の紹介等を実施した。(単位：件)								
	項目	内訳	元年度		30年度				
			推薦件数	推薦後の選任件数	推薦件数	推薦後の選任件数			
	第三者後見人等候補者紹介	弁護士	2	2	5	4			
		司法書士	31	25	25	21			
		社会福祉士	33	28	16	16			
		税理士	5	4	7	10			
		計	71	59	53	51			
	項目		元年度		30年度				
	鑑定医紹介		紹介件数		紹介件数				
		0		0					
	<p>※ 第三者後見人等候補者紹介の推薦件数は、当年度開催の運営委員会の審議結果に基づく推薦件数を専門職種別に集計している。</p> <p>推薦後の選任件数は、当年度中に家庭裁判所の審判があり、後見人として選任された件数を専門職種別に集計している。</p> <p>※ 令和元年度の運営委員会における候補者推薦審議の状況については、資料1参照。</p> <p>資料1では、第三者後見人等候補者の推薦71件に加え、申立てを見送ったものが1件、法人後見1件、区民後見人の推薦6件、合計79件の審議状況を記載している。</p>								
職員研修の実施	○ 相談業務・申立て手続き支援業務において、区民等からの相談によりの確な対応ができるよう、内部研修、外部研修を通じて、センター相談員のレベルアップを図った。								
	<ul style="list-style-type: none"> ・内部研修 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>研修内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法律・財産管理研修</td> <td> 法律職員による法律・財産管理関係の研修を通年で随時実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・「成年後見実務の運用と諸問題」について ・「保佐類型と補助類型における代理権、同意権の整理」について </td> </tr> </tbody> </table>						区分	研修内容等	法律・財産管理研修
区分	研修内容等								
法律・財産管理研修	法律職員による法律・財産管理関係の研修を通年で随時実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・「成年後見実務の運用と諸問題」について ・「保佐類型と補助類型における代理権、同意権の整理」について 								

	・外部研修		
	研修内容	主催	参加人数
	成年後見制度の現状と課題	東京都社会福祉協議会	3
	虐待対応と権利擁護	東京都社会福祉協議会	2
	アセスメントと支援方針の作成	東京都社会福祉協議会	2
	利用促進体制整備 基礎研修	厚生労働省	1
	利用促進体制整備 応用研修	厚生労働省	1
	親族後見人への支援を進めるために	東京都社会福祉協議会	2
	8050 問題へのアプローチ	杉並区 在宅医療・生活支援センター	3

(5) 申立て費用、後見報酬助成事業

所得や資産が少ないために、成年後見制度の利用が困難な者への支援として、申立て費用助成事業及び後見報酬助成事業を実施した。

事業項目	実施内容		
申立て費用・ 後見報酬助成	(単位:件)		
	区分	元年度	30年度
	申立て費用助成	-	-
報酬費用助成	2件	1件	

【後見人サポート及び関係機関との連携強化】

(6) 親族後見人勉強会

当センターでは、家庭裁判所の最新動向を含めた後見事務に関する知識向上と、親族後見人の悩みや疑問の共有を目的として、親族後見人対象の勉強会を開催しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加者の健康保全のため、令和元年度は開催を中止した。

事業項目	実施内容
親族後見人勉強会	<p>○親族後見人のための勉強会</p> <p>日時 令和2年3月6日(金)午後2時～4時</p> <p>内容 一部 成年後見制度をめぐる最近の動きについて学ぶ</p> <p>二部 地域における高齢者支援の実際を聞き、被後見人等がより豊かな生活を送るための支援につなげる</p> <p>三部 懇談会</p>

	講師 弁護士 原崎 千賀子 氏 ケア24永福センター長 竹嶋 美歩 氏 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加者の健康 保全のため、開催を中止とした。
--	--

(7) 関係機関との連携強化のための事業

高齢者の利用について密接な関係にある地域包括支援センターに対しては、地域ケア会議に出席し、実務者レベルでの連携強化を図った。

また、杉並区社会福祉協議会（地域福祉権利擁護事業担当）との業務連絡会を毎月開催し、相談ケースについての課題共有に努め、両制度の迅速かつ適切な利用の推進を図った。

さらに、今年度より、成年後見制度利用促進基本計画に定める地域連携ネットワークの中核機関としての機能を担い、杉並区内の関係機関との連携を強化し、成年後見制度の利用を円滑に進めるため、杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催した。

事業項目	実施内容
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センター主催の地域ケア会議 参加回数 2回 ○ 杉並区社会福祉協議会（地域福祉権利擁護事業担当）との定期業務連絡会 開催回数 12回（原則毎月開催） ○ 東京都福祉保健局主催の連絡会 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援区市町村連絡会 1回 ・東京都と家裁の連絡協議会 1回 ・地域連携ネットワーク会議及び推進機関連絡会 1回 ○ 家裁との連絡協議会 1回 ○ 杉並区成年後見制度利用促進協議会 第1回 令和元年7月19日（金）午後3時～5時 出席者 20団体 30名 内容 <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区成年後見制度利用促進協議会について ・杉並区成年後見センター平成30年度事業実施状況 ・成年後見制度の動向に関する情報共有 ・関係機関の活動紹介～第一東京弁護士会 成年後見委員会について～

	第2回 令和2年1月29日(水) 午後3時～5時 出席者 21団体 31名 内容 <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区成年後見センターにおける専門相談について ・意見交換 <li style="padding-left: 20px;">テーマ「成年後見人等選任後の本人支援について」 ・各団体からの情報提供
--	--

【法人後見業務】

(8) 法人後見業務

令和元年度は、平成30年度より継続の3件に加え、当年度において新たに1件の法人後見受任の審判がおりたため、令和元年度の受任件数は4件となった。

なお、当年度において、被後見人の死亡により1件が終了したため、令和2年3月末現在の法人後見受任件数は3件となった。

事業項目	実施内容			
法人後見業務	○ 法人後見業務			
	令和元年度の受任件数 4件			
	審判日	種別	類型	
			主な後見事務	
	H19.12.26	障害者 (精神・知的)	後見	財産の管理および生活費の支援 福祉サービス利用支援他
	H20.2.26	高齢者 (認知症)	後見	財産の管理 親族の後見人との連携 令和2年2月死亡により終了。終了事務を行っている。
H29.4.5	障害者 (知的)	後見	財産の管理 福祉サービス利用支援他	
R2.3.27	高齢者 (認知症)	補助	財産の管理 福祉サービス利用支援 今後の居所の検討他	
※ 法人後見の現況については、資料2参照。				

【委任契約による代理事務】

(9) 委任契約による代理事務

移行型任意後見契約（通常の財産管理の委任契約と任意後見契約を同時に結び、判断能力が低下し、任意後見開始の必要が生じたときには、最初の委任契約から任意後見契約へ移行する契約形態）の活用について、法人の任意後見に関する検討と併せ継続的に検討を行った。なお、令和元年度における利用実績はない。

【後見監督事務】

(10) 後見監督事務

区民後見人受任事案に関しては、成年後見制度推進機関として当センターが後見監督事務を実施しており、平成30年度より継続の6件に加え、当年度において新たに6件の後見監督人受任の審判がおりたため、令和元年度の受任件数は12件となった。

なお、当年度において被後見人の死亡により1件終了したため、令和2年3月末現在の監督人受任件数は11件となった。

事業項目	実施内容				
後見監督事務	○ 後見監督事務 令和元年度の受任件数 12件				
	審判日	種別	類型	備考	主な後見監督事務 身上保護面を中心とした後見人支援
	H27.12.18	高齢者 (認知症)	後見		
	H28.10.13	高齢者 (認知症)	保佐		
	H30.5.9	高齢者 (認知症)	補助		
	H30.8.14	高齢者 (認知症)	後見		
	H30.8.17	高齢者 (認知症)	後見		
	H31.2.24	高齢者 (認知症)	後見		
	R1.7.19	高齢者 (認知症)	後見	令和2年1月死亡により終了。 終了事務を行った。	
	R1.9.3	高齢者 (認知症)	後見		
	R1.11.5	高齢者 (脳出血後遺症)	後見		
	R1.12.16	障害者 (知的)	後見		
	R1.12.26	高齢者 (認知症)	後見		
R2.1.9	高齢者 (認知症)	後見			
※ 後見監督事務の現況については、資料3参照。					

【区長申立て事務支援】

(11) 区長申立て事務支援

区民等が後見制度の利用に結びつかずに不利益を被ることがないように、杉並区の所管課及び関係する機関との調整・連携を行い、訪問同行や申立書の作成など、区長申立て事務の支援を行った。

事業項目	実施内容						
区長申立て支援	○ 杉並区との協定に基づき、区長申立て事務の支援を行った。 (単位:件) <table border="1"><thead><tr><th></th><th>元年度</th><th>30年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>区長申立て事務支援</td><td>52</td><td>45</td></tr></tbody></table>		元年度	30年度	区長申立て事務支援	52	45
	元年度	30年度					
区長申立て事務支援	52	45					

3. 法人管理業務

公益法人運営

法令及び定款に従い、理事会や社員総会の開催など法人の運営を適切に行った。

また、法定書類の作成・備置き・開示と定期書類の提出など法人の情報開示を適切に行った。

今後も、定款及び諸規則等について、法人運営の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う予定である。

事業報告の附属明細書

令和元年度事業報告においては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成していない。

令和元年度 第三者後見人候補者推薦審議対象者

資料 1

諮問		類型			申立人			性別		年齢	申立時の居所				障害種別				申立時 生保受給	推薦候補	相談の経路
回 (月)	諮問 No.	補助	保佐	後見	本人	親族	区長	男	女		施設	自宅	病院	他	認知症	知的障害	精神障害	他			
第1回 (4月)	1			○			○	○		74			○		○					税理士	区高齢者在宅支援課
	2			○			○		○	86			○		○					社会福祉士	区高齢者在宅支援課
	3			○		○		○		70				○	○					司法書士	地域包括支援センター
	4			○			○		○	77			○		○					司法書士	地域包括支援センター
	5			○			○	○		77		○			○					司法書士	地域包括支援センター
	6			○			○	○		65			○				○		○	司法書士	区高齢者在宅支援課
第2回 (5月)	7			○		○			○	73			○		○					社会福祉士	親族
	8																			諮問No.付番誤り	
第3回 (6月)	9			○			○		○	87			○		○					区民後見人	ケアマネジャー
	10			○			○		○	81		○			○					社会福祉士	ケアマネジャー
	11			○			○	○		68	○				○					司法書士	福祉事務所
	12			○			○	○		74			○			○				社会福祉士	親族
	13		○			○			○	69			○				○			社会福祉士	保健センター
	14			○			○		○	87		○			○					社会福祉士	地域包括支援センター
	15		○				○		○	84		○			○					司法書士	病院
第4回 (7月)	16		○		○			○		62			○		○					社会福祉士	社協あんしんサポート
	17	○			○				○	88		○			○					社会福祉士	ケアマネジャー
	18			○		○			○	87			○			○				司法書士	社協あんしんサポート
	19	○			○			○		91			○			○				司法書士	社協あんしんサポート
	20			○			○	○		90		○			○					司法書士	地域包括支援センター
	21		○				○	○		68				○	○					税理士	社協あんしんサポート
	22			○			○	○		71		○				○				司法書士	地域包括支援センター
	23			○			○		○	73	○				○				○	税理士	福祉事務所
	24		○			○			○	86			○		○					司法書士	司法書士
	25			○			○		○	86	○				○					区民後見人	社協あんしんサポート
第5回 (8月)	26			○			○	○		81	○			○						司法書士	区高齢者在宅支援課
	27			○			○		○	82			○		○					社会福祉士	区高齢者在宅支援課
	28			○			○		○	48			○		○					社会福祉士	区障害者施策課
	29	○				○			○	75		○			○					社会福祉士	親族
	30			○		○			○	58			○			○				社会福祉士	親族
第6回 (9月)	31			○		○		○		57		○			○					社会福祉士	障害者地域相談支援センター
	32			○			○		○	76			○		○					区民後見人	区高齢者在宅支援課
	33			○			○		○	94				○	○					税理士	地域包括支援センター
	34			○			○		○	85	○				○					司法書士	ケアマネジャー
	35		○			○			○	77		○			○					司法書士	地域包括支援センター
	36			○		○			○	75		○			○					司法書士	親族
	37		○				○		○	89	○				○					弁護士	区高齢者在宅支援課
計		3	7	26	6	7	23	15	21	-	6	11	14	5	26	4	6	0	2	弁護士 1 司法書士 15 社会福祉士 13 税理士 4 区民後見人 3	

令和元年度 第三者後見人候補者推薦審議対象者

資料 1

諮問		類型			申立人			性別		年齢	申立時の居所				障害種別				申立時 生保受給	推薦候補	相談の経路
回 (月)	諮問 No.	補助	保佐	後見	本人	親族	区長	男	女		施設	自宅	病院	他	認知症	知的障害	精神障害	他			
第7回 (10月)	38		○			○			○	87		○			○					社会福祉士	ケアマネジャー
	39			○			○	○		83	○				○					社会福祉士	地域包括支援センター
	40			○			○	○		43	○					○				区民後見人	区障害者施策課
	41			○			○		○	89			○		○					社会福祉士	地域包括支援センター
	42			○			○	○		62			○				○			社会福祉士	区保健センター
第8回 (11月)	43			○		○			○	94	○				○					司法書士	ケアマネジャー
	44			○			○		○	70			○		○					司法書士	病院
	45		○				○		○	66			○		○					司法書士	病院
	46			○			○	○		83	○				○			○	区民後見人	社協あんしんサポート	
	47			○			○		○	87			○		○			○	社会福祉士	病院	
	48			○			○	○		77	○				○					司法書士	区高齢者在宅支援課
	49			○			○		○	89	○				○			○	区民後見人	福祉事務所	
	50			○			○	○		77			○		○					社会福祉士	病院
	51		○			○			○	75		○			○					司法書士	社協あんしんサポート
第9回 (12月)	52		○			○			○	56			○							社会福祉士	病院
	53		○			○			○	71	○									社会福祉士	区障害者施策課
	54			○			○		○	87	○				○					司法書士	地域包括支援センター
	55			○			○		○	93	○									社会福祉士	区高齢者在宅支援課
	56	○					○		○	70			○							司法書士	区高齢者在宅支援課
	57			○			○		○	88			○		○					社会福祉士	区高齢者在宅支援課
	58			○			○		○	77		○			○					社会福祉士	地域包括支援センター
第10回 (1月)	59			○			○		○	76		○		○						社会福祉士	地域包括支援センター
	60		○				○	○		84		○		○						司法書士	ケアマネジャー
	61			○			○		○	76		○		○						社会福祉士	ケアマネジャー
	62			○			○	○		78		○			○					社会福祉士	地域包括支援センター
	63			○			○		○	88		○			○					社会福祉士	地域包括支援センター
	64			○			○		○	87		○			○					弁護士	地域包括支援センター
第11回 (2月)	65			○			○	○		89		○		○						司法書士	病院
	66			○			○		○	93	○				○					司法書士	区高齢者在宅支援課
	67			○			○		○	71	○				○					社会福祉士	区高齢者在宅支援課
	68			○			○		○	89			○		○					司法書士	区高齢者在宅支援課
	69	○				○			○	94			○		○					法人後見	病院
	70		○				○		○	42		○						○		申立て見送り	福祉事務所
	71			○			○	○		54		○								社会福祉士	区保健センター
	72		○				○		○	89		○								社会福祉士	社協あんしんサポート
第12回 (3月)	73			○			○		○	79			○		○					税理士	社協あんしんサポート
	74			○			○	○		85			○		○					司法書士	社協あんしんサポート
	75			○			○		○	92	○				○					司法書士	区在宅支援課
	76	○					○		○	69	○				○					社会福祉士	区在宅支援課
	77			○			○		○	85	○				○					社会福祉士	区在宅支援課
	78			○			○		○	90	○				○					司法書士	ケアマネジャー
	79		○				○		○	88		○			○					司法書士	地域包括支援センター
80			○			○		○	86			○		○			○		司法書士	福祉事務所	
計		3	9	31	4	6	33	13	30	-	15	14	14	0	33	2	8	0	5	弁護士 1 司法書士 16 社会福祉士 20 税理士 1 区民後見人 3 法人後見 1 申立て見送り 1	
年間計		6	16	57	10	13	56	28	51	-	21	25	28	5	59	6	14	0	7	弁護士 2 司法書士 31 社会福祉士 33 税理士 5 区民後見人 6 法人後見 1 申立て見送り 1	

法人後見の現況

	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
法人後見 2号	平成19年12月26日	知的・精神障害	女性、49歳	後見
	<p>(身上監護)障害福祉サービスでホームヘルパーや移動支援を利用しながら、単身で在宅生活している。時々妄想は見られるが、投薬により安定して生活している。担当職員及び支援員が2週間に1回自宅を訪問し、生活費を届け生活状況を確認している。</p> <p>(財産管理)預貯金、投資信託等を管理している。</p> <p>(今後の方針)年間収支は赤字ではあるが、現時点では生活に支障はない。安定した生活を送れるよう継続して支援を行う。</p>			
法人後見 3号	平成20年2月26日	認知症	女性、94歳	後見
	<p>(身上監護)有料老人ホーム入所中。平成28年11月の健診でⅢ度房室ブロックの検査結果が出るも、親族より本人の状態や手術時のリスク等を考慮し、ペースメーカーの装着は行わないこととなった。認知症状が進行し、嚥下ができないことから経口による栄養摂取が困難となり平成29年2月に救急搬送で入院。退院後の栄養摂取は経鼻経管栄養となった。担当職員及び支援員により毎月1回の定期訪問を実施。家族懇談会に出席している。</p> <p>令和2年1月に体調を崩し入院。令和2年2月死亡。</p> <p>(財産管理)預貯金、投資信託等を管理している。</p> <p>(今後の方針)長女の後見人、判断能力のある段階で遺言信託を契約していた信託銀行等と協議しながら、終了事務を行っている。</p>			
法人後見 5号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成29年4月5日	知的障害	男性、61歳	後見
<p>(身上監護)平成15年よりグループホームに入所。担当職員及び支援員による毎月1回の定期訪問実施。ヘルパー付添いによる外出時に行方不明となったことや、転倒も増えているが、関係機関と協議しながら支援している。</p> <p>(財産管理)母親の遺産相続の手続きを行った。預貯金の管理を行う。</p> <p>(今後の方針)年間収支は黒字の予定である。グループホームでの安定した生活に向け支援する。</p>				
法人後見 7号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	令和2年3月27日	認知症	女性、94歳	補助
<p>(身上監護)令和2年3月3日申立て。同3月27日審判が下りる。</p> <p>離婚歴あり。子がいるが連絡が取れていない。兄弟姉妹は既に死亡。アパートで単身生活をしてきたが、令和2年1月の入院を機に身体機能、判断力が低下。在宅での単身生活は難しい状況。現在はショートステイを利用中。</p> <p>(財産管理)年金収入と僅かな預貯金のみのため、介護保険での施設入所により収支の安定を図る。</p> <p>(今後の方針)今後の居所を検討し、安心安定した今後の生活を支援する。</p>				

法人後見監督の現況

監督 109号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成27年12月18日	認知症	女性、82歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
洋品店を営んでいたが、多重債務で自己破産の後、生活保護を受給。平成24年6月から地域福祉権利擁護事業を利用していましたが、平成25年2月のグループホームに入所し解約となった。その後一時は申立人である親族が金銭管理を支援していたが、支援の継続が難しくなったため平成27年12月親族により申立てを行った。 区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っており、平成31年4月に監督事務報告書を家裁に送付した。				
監督 112号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成28年10月13日	認知症	女性、88歳	保佐
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
独り暮らしをしていたが、腰椎圧迫骨折等により歩行障害が悪化し、平成27年12月から入院、平成28年1月より老健施設に入所。その後判断能力の低下がみられ、平成28年9月区内特別養護老人ホームに入所した。社協のあんしん未来支援事業を利用して金銭管理の支援を受けていたが、判断能力の低下により契約継続が困難となった。住宅の解約、施設入所の手続き、施設利用料の支払い等のため申立てが必要となり、平成28年7月本人による申立てを行った。 区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っており、令和2年1月に監督事務報告書を家裁に送付した。				
監督 116号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成30年5月9日	脳梗塞後遺症	女性、82歳	補助
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
70歳の時に脳梗塞を発症し右半身麻痺の後遺症が残ったため、仕事をやめ平成20年9月から生活保護を受けていた。平成22年自宅借地権売却により約300万円の収入があり、生活保護は廃止となっている。平成22年から独居が難しくなり特別養護老人ホームに入所。姉が金銭的な管理なども支援をしていたが、高齢により支援が難しくなったために、後見制度利用に至った。 区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っており、令和元年7月に監督事務報告書を家裁に送付した。				
監督 117号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成30年8月14日	認知症	男性、85歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
平成12年に脳梗塞を発症し、右不全麻痺、失語症などの障害が残り、一人暮らしが困難になった。平成16年、長兄の支援で特別養護老人ホームに入所した。施設入所後も、長兄夫婦が財産管理などを支援してきたが、平成28年1月に長兄が死亡した。しばらくは長兄の妻が支援していたが、高齢により支援が難しくなったために、後見制度利用に至った。 区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っており、令和元年10月に監督事務報告書を家裁に送付した。				
監督 118号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成30年8月17日	認知症	男性、86歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
本人は独居で、地域権利擁護事業の支援を受けながら生活していたが、認知症が悪化し、在宅生活を続けることが難しくなった。施設入所の際の契約や財産管理を行える親族もいないことから、後見制度の利用に至った。H30年9月グループホームに入所した。 区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っており、令和元年12月に監督事務報告書を家裁に送付した。				

監督 1 2 0 号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	平成31年2月24日	認知症	男性、88歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	公営住宅で独り暮らしをしている。平成28年から認知症により地域権利擁護事業の利用をしていた。その後、認知症が進行し、後見制度の利用に至った。現在は介護サービスと配食サービスを利用して在宅生活を送っているが、歩行のふらつきやADLの低下が見られ、独居は難しいため特養への入所を申請。令和元年5月隣接区の特養に入所。 平成31年4月に初回報告を家裁に送付、以後、区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行う。			
監督 1 2 1 号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	令和1年7月19日	認知症	女性、88歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	高齢者住宅で独り暮らしをしていたが、平成31年2月から心不全で入院中。食事摂取量の低下から、栄養補助食品も併せて摂取している。挨拶程度の簡単な会話は可能だが、会話は成立しない。一人暮らしは困難なため、特別養護老人ホームを申請したが、病状が不安定なため療養型病棟での治療が続いていた。 令和元年9月家裁へ初回報告と居住用不動産の処分許可の申立てを送付。以後、区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行う。 令和2年1月入院中の療養型病棟で死亡。 区民後見人の行う終了事務について助言、支援を行い、令和2年3月家裁に監督事務終了報告書を提出した。			
監督 1 2 2 号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	令和1年9月3日	認知症	女性、87歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	区営住宅で暮らしていたが、平成30年ごみ出しや郵便ポストの利用に混乱を生じていた本人を心配した近所の方からの連絡がきっかけとなり地域包括支援センターが訪問し、平成31年3月地域福祉権利擁護の契約につながった。物盗られ妄想など不穏が強くなり自ら警察に保護を求め、区内特養のショートステイを利用していたが、在宅生活は困難となり、特養の入所契約のため後見制度を利用、令和元年10月特養に入所となった。 令和元年11月に初回報告を家裁に送付。以後、区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っている。			
監督 1 2 3 号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	令和1年11月5日	脳出血後遺症	女性、77歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	上京後、按摩マッサージの仕事で生計をたてていたが、平成30年3月から生活保護を受給。同年7月から区外の養護老人ホームに入所となり、同時に生活保護は廃止となった。 令和元年6月、左視床下部の出血により緊急入院し、同年7月、転院。わずかな発語はみられるが、コミュニケーションは困難で、今後の回復は望めない。養護老人ホームへの帰園は不可となり、今後も現病院での療養生活を継続する予定。 令和2年1月に家裁へ初回報告を送付。以後、区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っている。			
監督 1 2 4 号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	令和1年12月16日	知的障害	男性、44歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
	区立の小学校、中学校、都立の特別支援学校を卒業。てんかんはもう何年も起きていない。心筋梗塞で数年前に倒れたことがあるため、年に数回心電図の検査を行っている。 簡単な言葉での意思疎通は可能。予定の変更などでパニックを起こすこともあるので、注意が必要。日中は作業所(就労継続支援B型)に通い、公園清掃などの作業にあたっている。休日は移動支援を利用して、好きな電車に乗って過ごしている。 令和2年3月に初回報告を家裁に送付。今後、区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っている。			

監督 1 2 5 号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	令和1年12月26日	認知症	男性、83歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
平成14年12月に生活保護となり、単身生活していたが平成27年12月にアパートの更新手続きの際、内容の理解力低下が見られるようになったため、検査したところ認知症と診断された。平成29年5月から杉並区社協の地域福祉権利擁護事業を利用していたが、短期記憶の低下で気づくとお金を費消してしまう傾向が顕著となっていた。最近では失見当も顕著となり、コンビニ帰りに自宅に戻れなくなって、警察に保護されることもあり、令和元年10月末には区内のグループホームに入居した。令和2年2月に初回報告を家裁に送付。以後、区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行う。				
監督 1 2 6 号	審判日	障害の種類	性別、年齢	類型
	令和2年1月9日	認知症	女性、89歳	後見
	区民後見人及び被後見人へのかかわり			
平成13年に脳梗塞を発症し一人暮らしが困難になったため、平成14年に特別養護老人ホームに入所した。数十年前から交流のある知人女性(90代)が、本人の通帳を預かり、金銭管理をしていた。福祉事務所としては、知人女性が保護費を管理することは不適切との考えから、再三に渡り知人を説得していた。令和元年10月、知人が通帳を福祉事務所に返却した。本人は、脳梗塞の後遺症から左半身麻痺があり、生活全般に介助が必要な状態。令和2年2月に区民後見人に引継ぎを行い、3月には区民後見人からの定期報告を受けている。今後、家裁への初回報告、および、区民後見人より毎月提出される月例活動報告書の内容を監督人が点検、確認、助言等を行っていく。				

計算書類及び附属明細書並びに財産目録

第 14 期

(令和元年度)

貸 借 対 照 表

正味財産増減計算書

正味財産増減計算書内訳表

附 属 明 細 書

財 産 目 録

公益社団法人杉並区成年後見センター

杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3階

貸借対照表

令和2年3月31日 現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	12,063,136	18,300,399	△ 6,237,263
未 収 金	1,051,746	0	1,051,746
流動資産合計	13,114,882	18,300,399	△ 5,185,517
資産合計	13,114,882	18,300,399	△ 5,185,517
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	6,512,892	11,605,061	△ 5,092,169
未払費用	3,353,328	3,265,282	88,046
預り金	248,662	430,056	△ 181,394
流動負債合計	10,114,882	15,300,399	△ 5,185,517
負債合計	10,114,882	15,300,399	△ 5,185,517
III 正味財産の部			
1. 基金	3,000,000	3,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	3,000,000	3,000,000	0
負債及び正味財産合計	13,114,882	18,300,399	△ 5,185,517

正味財産増減計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
利用料収入	2,097,000	2,326,136	△ 229,136
受取利息	517	533	△ 16
負担金収入	36,744,910	33,907,790	2,837,120
受取寄附金	0	124,645	△ 124,645
経常収益計	38,842,427	36,359,104	2,483,323
(2) 経常費用			
① 事業費	30,562,478	28,303,821	2,258,657
給料手当	18,659,818	17,392,038	1,267,780
法定福利費	3,906,733	3,600,306	306,427
福利厚生費	100,436	96,233	4,203
その他の報酬	2,466,562	2,796,279	△ 329,717
消耗品費	326,293	293,856	32,437
事務用品費	60,777	146,267	△ 85,490
賃借料	2,040,414	1,326,466	713,948
保険料	136,210	131,740	4,470
修繕費	116,298	125,647	△ 9,349
旅費交通費	145,192	127,178	18,014
通信費	475,701	452,101	23,600
支払手数料	80,663	78,254	2,409
広告宣伝費	591,200	776,270	△ 185,070
業務委託費	585,187	393,606	191,581
研修費	0	1,000	△ 1,000
分担金	355,494	341,980	13,514
助成費用	515,500	224,600	290,900
雑費	0	0	0
② 管理費	8,279,949	8,055,283	224,666
役員報酬	916,000	993,000	△ 77,000
給料手当	3,917,416	3,770,142	147,274
法定福利費	1,988,349	1,913,600	74,749
福利厚生費	22,632	42,786	△ 20,154
その他の報酬	306,000	450,000	△ 144,000
消耗品費	139,840	125,940	13,900
事務用品費	37,398	62,685	△ 25,287
通信費	152,633	141,131	11,502
賃借料	383,778	80,264	303,514
修繕費	147,042	151,049	△ 4,007
業務委託費	69,935	79,785	△ 9,850
研修費	12,000	64,800	△ 52,800
支払手数料	34,571	33,538	1,033
分担金	152,355	146,563	5,792
経常費用計	38,842,427	36,359,104	2,483,323
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	3,000,000	3,000,000	0
基金期末残高	3,000,000	3,000,000	0
IV 正味財産期末残高	3,000,000	3,000,000	0

正味財産増減計算書内訳表
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計 成年後見制度利用推進事業	法人会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
利用料等収入	2,097,000	0	0	2,097,000
受取利息	517	0	0	517
負担金収入	28,464,961	8,279,949		36,744,910
経常収益計	30,562,478	8,279,949	0	38,842,427
(2) 経常費用				
①事業費	30,562,478	0	0	30,562,478
給料手当	18,659,818	0	0	18,659,818
法定福利費	3,906,733	0	0	3,906,733
福利厚生費	100,436	0	0	100,436
その他の報酬	2,466,562	0	0	2,466,562
消耗品費	326,293	0	0	326,293
事務用品費	60,777	0	0	60,777
賃借料	2,040,414	0	0	2,040,414
保険料	136,210	0	0	136,210
修繕費	116,298	0	0	116,298
旅費交通費	145,192	0	0	145,192
通信費	475,701	0	0	475,701
支払手数料	80,663	0	0	80,663
広告宣伝費	591,200	0	0	591,200
業務委託費	585,187			585,187
研修費	0	0	0	0
分担金	355,494	0	0	355,494
助成費用	515,500	0	0	515,500
雑費	0	0	0	0
②管理費	0	8,279,949	0	8,279,949
役員報酬	0	916,000	0	916,000
給料手当	0	3,917,416	0	3,917,416
法定福利費	0	1,988,349	0	1,988,349
福利厚生費	0	22,632	0	22,632
その他の報酬	0	306,000	0	306,000
消耗品費	0	139,840	0	139,840
事務用品費	0	37,398	0	37,398
通信費	0	152,633	0	152,633
賃借料	0	383,778	0	383,778
修繕費	0	147,042	0	147,042
業務委託費	0	69,935		69,935
研修費	0	12,000	0	12,000
支払手数料	0	34,571	0	34,571
分担金	0	152,355	0	152,355
経常費用計	30,562,478	8,279,949	0	38,842,427
当期経常増減額	0	0	0	0
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0	0
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 基金増減の部				
当期基金増減額	0	0	0	0
基金期首残高	3,000,000	0	0	3,000,000
基金期末残高	3,000,000	0	0	3,000,000
IV 正味財産期末残高	3,000,000	0	0	3,000,000
IV 正味財産期末残高	3,000,000	0	0	3,000,000

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

(1) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) 消費税等の会計処理

税込処理によっている。

3. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	1,051,746	0	1,051,746
合計	1,051,746	0	1,051,746

4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
負担金	杉並区	0	20,847,108	20,847,108	0	
負担金	杉並区社会福祉協議会	0	15,897,802	15,897,802	0	

5. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

6. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

属性	法人等の名称	住所	資産総額 (単位：円)	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (単位：円)	科目	期末残高 (単位：円)
						役員 の 兼務等	事業上 の 関係				
支配 法人	杉並区	杉並区 阿佐谷南 1丁目15番1号	-	地方公共 団体	社員2名 のうち1名	理事2名	基金拠出	基金	-	基金	(2,000,000)
							運営費負担	負担金	20,847,108	未払金	(6,512,892)

※期末残高の()は貸方残高を表している。

7. 重要な後発事象

該当なし。

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

該当なし。

2. 引当金の明細

該当なし。

財 産 目 録

令和2年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金預金	普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 杉並区負担金管理口座	8,272,625
		普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 杉並区社会福祉協議会負担金管理口座	389,722
		普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 預り金管理口座	400,789
		定期預金 みずほ銀行 荻窪支店	基金 基金拠出額の管理口座	3,000,000
	未収金	杉並区社会福祉協議会に対する未収額	杉並区社会福祉協議会よりの負担金精算に伴う追加請求額	1,051,746
流動資産合計				13,114,882
資産合計				13,114,882
(流動負債)	未払金	杉並区に対する未払額	杉並区よりの負担金精算に伴う還付未払額	6,512,892
	未払費用	事業者及び職員他に対する未払額	事業費及び管理費の事業年度末経費未払額	3,353,328
	預り金	職員他よりの預り額	職員他の源泉所得税及び職員の社会保険料預り額	248,662
流動負債合計				10,114,882
負債合計				10,114,882
正味財産				3,000,000

監査報告書

公益社団法人 杉並区成年後見センター
理事長 田山 輝明 様

令和2年4月23日

公益社団法人 杉並区成年後見センター

監事 石川 貴世子



監事 三田 利春



私たち監事は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和2年度

公益社団法人杉並区成年後見センター

事業計画書・収支予算書

令和2年度公益社団法人杉並区成年後見センター事業計画

1 基本的な考え方

成年後見制度利用推進機関としての公益活動を一層充実させるべく、これまでの事業実績を踏まえ、以下の基本方針のもと成年後見制度の利用促進事業を遂行する。

【基本方針】

- (方針1) 成年後見制度を支える利用推進機関として、相談から利用までの一貫した支援機能を発揮するとともに、区民後見人の養成と育成・活用、法人後見の充実等を図る。
- (方針2) 成年後見制度の中核機関として、関係機関との連携体制を強化し、成年後見制度の一層の周知・普及を図る。
- (方針3) 個人情報の取扱いに十分留意しつつ、情報開示を積極的に推進し、公益社団法人としての透明で適正な法人運営を行う。

令和2年度は、成年後見制度利用促進基本計画に定める地域連携ネットワークの中核機関としての機能を担い、令和2年1月から新たに開始した専門相談事業や杉並区成年後見制度利用促進協議会の開催を通じて、地域関係機関との連携のもと、制度利用者への支援の拡充を図る。

また、中核機関としてのさらなる機能整備に向け、杉並区・杉並社協との連携のもと検討し、地域における成年後見制度の利用促進に向けて取り組む。

2 具体的事業計画

【公益目的事業】 成年後見制度利用推進事業

◆ 成年後見制度の周知、普及及び啓発活動

(1) 一般区民向け講演会

成年後見制度の活用による権利擁護を推進するため、当法人主催、若しくは他団体との協働により一般区民向けの講演会を開催し、制度の普及啓発を図る。

(2) 区民後見人等養成・支援事業

これまでに養成した区民後見人に対しては、区民後見人等候補者の紹介から区民後見人等受任後の監督までの一貫した支援を行う。

また、後見人受任までの待機期間中の支援として、当センターが必要と認める研修を実施するとともに、法人支援員として活用する事業を行う。

(3) 周知活動

パンフレット、ポスターやホームページといった媒体を通じて、成年後見制度の周知及び利用促進、当法人事業の周知及び広報を行うほか、地域団体等が主催する研修会や説明会への参加、または共同での開催を通じて周知活動を行う。

また、区庁舎および「ふれあいフェスタ」での成年後見制度のパネル展示に加え、すぎなみフェスタや浴風会の催事などへ引き続き積極的に参加し、周知活動を行うとともに、杉並区成年後見制度利用促進協議会メンバーを通じて出張説明会や専門相談事業の案内を行う。

パネル展示の周知活動の実施に際しては、法人支援員の活用を図る。

◆ 成年後見制度に関する相談及び利用支援

(4) 相談業務、申立て手続き支援

高齢者や障害のある者、その家族からの権利擁護や成年後見制度に関する電話・来所相談に応じるほか、必要に応じて訪問して相談を受ける。相談業務においては、制度の概要説明に加え、申立てに必要な書類を常備し、申立てに関する手続きの説明を行う。

また、平日時間の無い方や複雑な課題を抱えている方に相談機会を提供するため、専門職団体との共催により休日相談会を実施し、成年後見制度の利用相談事業を行う。

家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援が必要な事案においては、申立て手続き支援として、申立て書類の確認、第三者後見人等候補者の紹介等継続的な相談支援を行うとともに、既に後見人を受任している親族後見人や専門職後見人からの相談に対する対応も行う。

さらに、令和2年1月から新たに開始した専門相談事業を通じて、制度利用開始前及び開始後における利用者の支援を拡充させる。

(5) 申立て費用、後見報酬助成事業

所得や資産が少ないために、成年後見制度の利用が困難な者に対し、ホームページ等を通じ助成制度の周知を図り、制度利用が必要な者に対し以下の助成事業を行う。なお、後見報酬助成事業については令和元年度から助成額を改定している。

(申立て費用助成事業)

後見開始等の申立てを行おうとする者が、所得や資産が少ないために、申立て費用を負担することができない場合に、申立て手数料や鑑定費を助成する事業

(後見報酬助成事業)

被後見人等の所得や資産が少ないために、後見人等への報酬費を負担することが困難な区民に対して、後見人等への報酬費の全部又は一部を助成する事業

◆ 後見人サポート及び関係機関との連携強化

(6) 親族後見人勉強会

東京家庭裁判所の最近の動向を含めた後見業務に関する法律知識、財産管理の手法や家裁への報告について専門家から学ぶため、親族後見人勉強会を開催する。また、勉強会を、後見人同士が抱える疑問などを意見交換する交流の場として活用する。

(7) 関係機関との連携強化のための事業

成年後見制度利用促進基本計画に定める地域連携ネットワークの中核機関としての機能を担い、地域連携ネットワークにおける杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催する。協議会の場において、成年後見制度の周知、普及について協力を仰ぐ等、より一層の強化を図る。

高齢者については密接な関係にある地域包括支援センターの連絡会に出席し、実務者レベルでの連携強化を図る。また、障害者については障害者地域相談支援センター等との連携をより強化する。

さらに、杉並区社会福祉協議会（地域福祉権利擁護事業担当）との業務連絡会を毎月開催し、相談ケースについての課題共有に努め、両制度の迅速かつ適切な利用を推進していく。

◆ 法人後見業務

(8) 法人後見業務

平成29年度に策定した杉並区成年後見センターの法定後見の法人後見受任基準に基づき、法人後見受任の拡充を図ることとし、成年後見制度の利用を必要とする者の個別の事案の特性から法人後見としての対応が必要な場合には、当法人が後見人を受任し後見事務を進める。

また、任意後見の法人後見受任に関しては、今後の受任開始をめざし、必要な受任基準や体制整備について検討する。

◆ 委任契約による代理事務

(9) 委任契約による代理事務

法人の任意後見に関する検討と併せて、移行型任意後見契約（通常の財産管理の委任契約と任意後見契約を同時に結び、判断能力が低下し、任意後見開始の必要が生じたときには、最初の委任契約から任意後見契約へ移行する契約形態）の活用について検討する。

◆ 後見監督事務

(10) 後見監督事務

個別事案について区民後見人受任の可能性を検討し、区民後見人受任事案に関しては、家庭裁判所の選任のもと、法人後見監督人として区民後見人に対し適切な指導監督を行う。

法定後見及び任意後見の制度利用に際し、法人後見監督人としての対応の必要が生じた場合には、後見監督事務を行う。

◆ 区長申立て事務支援

(11) 区長申立て事務支援

区長申立て事案においては、支援できる親族がない事例や困難事例が増加傾向にあるため、関係機関との連携をとりながら必要な事務の支援を行う。

【法人管理業務】

(1) 公益法人運営

法令及び定款にしたがい、理事会や社員総会の開催など法人の機関運営と法定書類の作成・備置き・開示と定期提出書類の提出などの法人情報開示を適切に行う。

また、法人運営の状況を踏まえ、定款及び諸規則等について、必要に応じ見直しを行う。

収 支 予 算 書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

単位：円

I 一般正味財産増減の部

1. 経常増減の部

(1) 経常収益

利用料等収入	1,187,250	法人後見報酬・後見監督報酬
受取利息	500	
負担金収入	<u>35,608,788</u>	杉並区 27,012,000 円、杉並社協 8,596,788 円
 経常収益計	36,796,538	

(2) 経常費用

① 事業費

① 事業費	29,990,394	
給料手当	14,753,014	職員給料手当（事業従事割合）
法定福利費	3,273,374	職員法定福利費（事業従事割合）
福利厚生費	105,227	
その他の報酬	4,941,900	委員報酬、法律専門職、専門相談員報酬他
消耗品費	399,560	
事務用品費	91,000	
賃借料	2,127,840	サーバー・端末 PC リース料、相談管理システム
保険料	148,000	
修繕費	125,440	
旅費交通費	279,000	
通信費	485,600	電話利用料他
支払手数料	112,700	
広告宣伝費	692,000	パンフレット等作成費用
研修費	100,000	
業務委託費	792,000	議事録作成（運営委員会）
分担金	389,900	
申立費用助成	1,143,770	成年後見制度利用助成事業他
雑費	30,069	

② 管理費

② 管理費	6,806,144	
役員報酬	1,070,000	役員報酬
給料手当	2,238,802	職員給料手当（法人管理業務従事割合）
法定福利費	1,658,280	職員法定福利費（法人管理業務従事割合）
福利厚生費	37,190	
その他報酬	459,000	法律専門職報酬
消耗品費	171,240	
事務用品費	39,000	
通信費	152,400	
賃借料	414,072	
修繕費	152,760	
支払手数料	48,300	
業務委託費	198,000	議事録作成（理事会）
分担金	<u>167,100</u>	

経常費用計 36,796,538

当期経常増減額 0

当期一般正味財産増減額 0